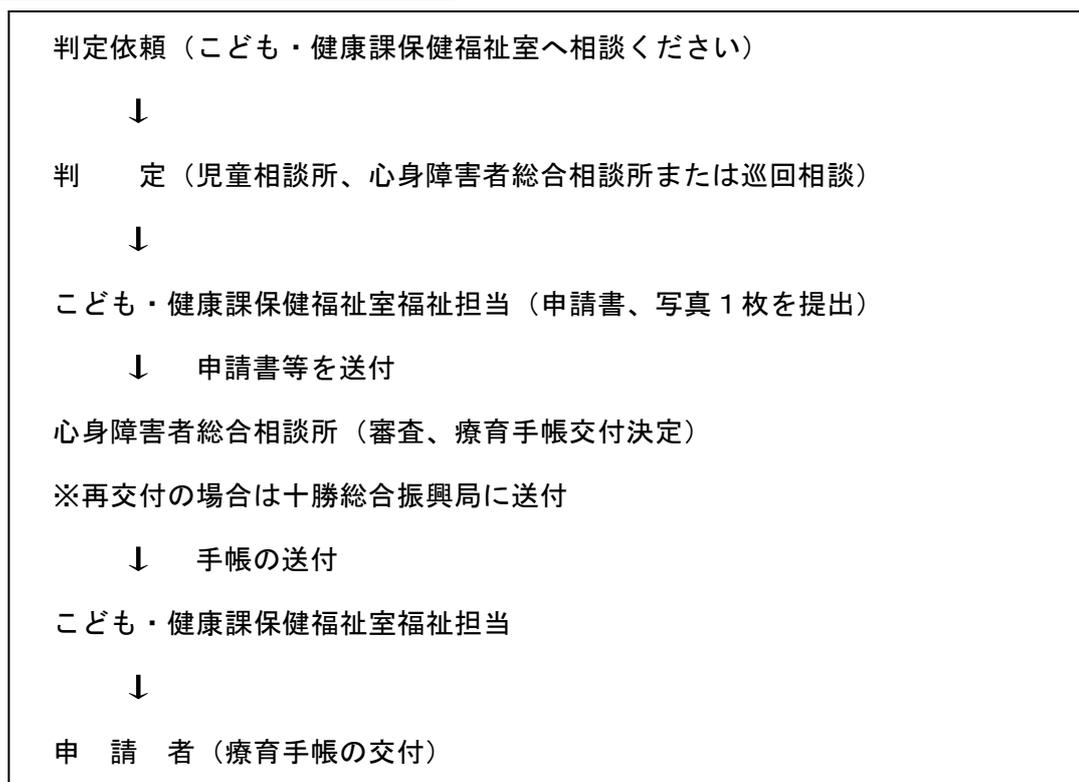


## 2 療育手帳の交付

知的障がい者（児）の方が、療育手帳の交付を受けることにより、一貫した指導や相談を受けることができる他、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

### 療育手帳の申請から交付までの流れ



### 1 療育手帳の新規交付申請

療育手帳の交付を受けるには、手続きをする前に、どのような障がいの状態にあるのかの判定を受けなければなりません。

※ 18歳未満の児童は、帯広児童相談所で判定を受けることとなります。

※ 18歳以上の方は、道立心身障害者総合相談所（札幌市）または、帯広市で行われる相談所の巡回相談で、それぞれ判定を受けることとなります。判定を受けたいときは、こども・健康課保健福祉室福祉担当へお問合わせください。

- ① 療育手帳交付申請書（用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身無帽）
- ③ マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ④ 相談所から送付された判定書（コピー）

## **2 再判定**

交付時に発行される通知書または、療育手帳に「次の判定年月」が記載されていた場合は、障がいの程度確認のため、期限までに上記の相談所にて再判定する必要があります。 ※期限の3カ月前から手続きが可能です。

- ① 療育手帳交付申請書（用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ③ 相談所から送付された判定書（コピー）
- ④ 療育手帳

## **3 手帳の再交付（手帳を紛失、破損したとき）**

- ① 療育手帳再交付申請書（用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身無帽）
- ③ 療育手帳（破損による再交付の場合）

## **4 住所、氏名、保護者等の変更**

- ① 療育手帳記載事項変更届（用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② 療育手帳

## **5 手帳の返還**

下記に該当する場合は必ず手帳を返還してください。なお、手帳がないときはお申し出ください。

1. 死亡されたとき
2. 再判定の結果、非該当になったとき
3. 再交付にて新しい手帳が発行されたとき
4. 療育手帳を必要としなくなったとき

- ① 療育手帳返還届 （用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② 療育手帳

## **手続き・問い合わせ先**

役場こども・健康課保健福祉室福祉担当      0156-25-2216（直通）